

市制 70 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

〔 令和 6 年 9 月 18 日
6 小秘第 1517 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市制 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、市制 70 周年記念ロゴマーク使用許可申請書（様式第 1）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市の機関が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ロゴマークの使用を許可し、その旨を市制 70 周年記念ロゴマーク使用許可（変更）通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を与える場合において、必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 4 条 市長は、第 2 条の規定により申請された内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないこととし、その旨及びその理由を市制 70 周年記念ロゴマーク使用（変更）不許可通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) 市制施行 70 周年記念事業のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた使用目的及び使用方法で使用する。
- (2) 別に定める市制 70 周年記念ロゴマークマニュアルに従って正しく使用すること。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (3) ロゴマークを使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を市長に提出すること。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真又は画像データの提出をもって物件の提出に代えることができるものとする。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第 6 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第 7 条 ロゴマークの使用期間は、使用許可を受けた日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

(許可内容の変更)

第 8 条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市制 70 周年記念ロゴマーク使用許可変更申請書（様式第 4）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき使用許可の内容の変更が適当と認めたときは、当該変更を許可し、その旨を市制 70 周年記念ロゴマーク使用許可（変更）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第 3 条第 2 項の規定は前項の規定による許可を与える場合について、第 4 条の規定は第 1 項の規定による申請があった場合について準用する。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すとともに、その旨及びその理由を市制 70 周年

記念ロゴマーク使用許可取消通知書（様式第5）により使用者に通知するものとする。

(1) 第4条各号に該当すると認められるとき。

(2) 第5条に違反すると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、その責めを負わない。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、ロゴマークを使用した物件を使用してはならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月18日から施行する。

2 この要綱は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 （第 2 条関係）

市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所

氏 名
（団体名及び代表者名）

電 話
メールアドレス

市制 7 0 周年記念ロゴマークを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用目的 及び 使用方法	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
添 付 書 類	企画書（レイアウト、原稿等）

市制 7 0 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちにロゴマークの使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 （第 3 条関係）

市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可（変更）通知書

第 年 月 日 号

様

小 牧 市 長

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用（変更）について、下記のとおり許可します。

記

使用目的及び使用方法	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

- (1) 指示された色、形等の規格に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用許可を受けた使用目的及び使用方法で使用してください。
- (3) 使用許可を受けた内容に変更が生じた場合は、市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可変更申請書を提出してください。
- (4) ロゴマークを使用した物件の完成後は、当該物件を速やかに市長に提出してください。ただし、当該物件の提出が困難な場合は、写真又は画像データの提出をもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3（第 4 条関係）

市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用（変更）不許可通知書

第 年 月 日
号

様

小 牧 市 長

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用（変更）については、下記の理由により許可できません。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 （第 8 条関係）

市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可変更申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所

氏 名
（団体名及び代表者名）

電 話
メールアドレス

下記のとおり市制 7 0 周年記念ロゴマークの使用許可の内容を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的及び使用方法		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	許可番号 第 号	変更内容は別添のとおり

市制 7 0 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第 9 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちにロゴマークの使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5（第 9 条関係）

市制 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

小 牧 市 長

年 月 日 第 号で許可をしたロゴマークの使用については、下記の理由により許可を取り消します。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。